

## 社会福祉法人欣水会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人欣水会（以下「当法人」という）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、評議員及び役員（理事及び監事）（以下これらを「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を別表1のとおり支給する。
- (2) 非常勤役員等については、報酬を別表2のとおり支給する。

### (費用弁償)

第3条 役員等が理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員等の場合は支給しない。

- (1) 理事会及び評議員会等に出席した場合の費用弁償

土浦市内 3,000円

その他 5,000円

- (3) 監事が監査を実施した場合の費用弁償

土浦市内 3,000円

その他 5,000円

- 2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合は、旅費規定に基づき、その実費相当額を別途支払うこととする。

### (当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表3の定めによるものとし、職員給与に加えて支給する。

### (報酬等の支給方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、毎月10日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、給与規定第5条に準じた日とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、会議等に出席した都度支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

### (報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員等に就任した者には、その就任した日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。ただし、

常勤役員等が死亡によって退任した場合は、その月までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基準として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算した金額に1円未満の端数が生じたときには、1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

- 附則
1. 第2条第1項1号及び第4条の規程については、当分の間適用しないものとする。
  2. この規程は平成29年4月1日から施行する。